

2.1 新土木工事積算大系用語定義集について

2.1.1 目的

国土交通省では、契約の透明性の確保、積算業務の合理化を主な目的として新土木工事積算大系の整備を進めてきている。なかでも工事工種体系は土木工事の標準的な構成内容を規定しようとするものであり、新土木工事積算大系の核をなすものである。

工事工種体系における各階層区分(レベル)のうち、レベル4として位置づけられている「細別」は、他のレベルと異なり、契約における取引項目となりうる、特に重要なレベルとして位置づけられている。

具体的には、入札時の見積額算出や契約変更、あるいは、目的物の検収を行う場合など、細別項目ごとに、単価に数量を乗じて金額を算出したり、あるいは数量を検収することとなる。

従って、契約の透明性を確保していくためにも、“細別”の内容に関しては特に、積算者と他者(あるいは発注者と受注者)の間で、内容に関する共通認識を形成していく必要がある。

例えば、「掘削(土砂)」という“細別”の場合、

- ・掘削に要する費用のみの“細別”であるのか、

それとも、

- ・掘削 - 積込 - 運搬の一連作業に要する費用を含んだ“細別”であるのか
といった“細別”の内容に関することが重要となってくる。

このため、“細別”に含まれる費用項目の明確化を特に念頭におき、“細別”の定義を中心に、新土木工事積算大系用語定義集(以下、単に「用語定義集」という。)を作成している。

2.1.2 用語定義集作成の基本方針

用語定義集の作成にあたっては、前記の目的を踏まえ、以下を基本方針としている。

いわゆる、“土木用語集”的なものではなく、体系用語としての“細別”の定義という観点からの記述とした。

このため、基本的には、用語の解説は行っていない。

“細別”の定義は、原則として、当該細別の費用構成を“包括的な”表現で記述することとした。

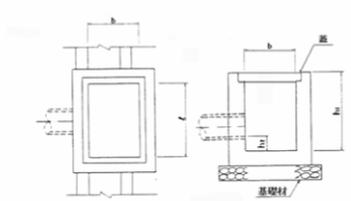
工法に関する記述等、施工の任意性を阻害するおそれのあるような表現は極力避けることとした。

2.1.3 用語定義集の見方

(1) 構成

用語定義集の本編の構成は、基本的には、下図に示すように、細別ごとに、以下のような構成になっている。

- ・ 細別名称
- ・ 単位（総括表用単位、ならびに、積算用単位）
- ・ 用語の定義（費用項目を含む）、備考
- ・ 図（必要に応じ）
- ・ 当該“細別”を含む上位レベル（レベル1～4）

細別の名称		総括表用単位	箇所
集水枿		積算用単位	箇所
【用語の定義】			
現場打の集水枿の設置作業で、以下の費用を含む。			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎材 ・ 均しコンクリート ・ コンクリート ・ 型枠 ・ 鉄筋 ・ 敷モルタル費 ・ 蓋設置費 			
<p>“ゴシック・斜体”の費用項目は、同名の細別を参照。</p>			
			
集水枿の例 【出典：北陸地方整備局標準設計】			
工事区分（レベル1）	工 種（レベル2）	種 別（レベル3）	細 別（レベル4）
築堤・護岸	付帯道路工	集水枿工	集水枿
樋門・樋管	水路工	集水枿工	集水枿
河川修繕	管理用通路工	排水構造物工	集水枿
堤防・護岸	排水構造物工	集水枿工	集水枿
堤防・護岸	付帯道路工	集水枿工	集水枿
砂防堰堤	付帯道路工	集水枿工	集水枿
斜面对策	山腹水路工	集水枿工	集水枿
道路改良	排水構造物工	集水枿・マンホール工	集水枿
舗装	排水構造物工	集水枿・マンホール工	集水枿
トンネル(NATM)	坑内付帯工	地下排水工	集水枿
トンネル(矢板)	坑内付帯工	地下排水工	集水枿
道路維持	排水構造物工	集水枿・マンホール工	集水枿
道路修繕	排水構造物工	集水枿・マンホール工	集水枿

当該細別を含む上位レベルの一覧。

(2) 「用語の定義」の表現方法について

工事工種体系用語の定義としては、細別（レベル4）が契約上の取引項目であることに鑑み、例えば、「掘削(土砂)」という細別の場合、既述したように、掘削に要する費用のみの細別であるのか、それとも、掘削・積込・運搬の一連作業に要する費用を含んだ細別であるのか、といったように、どのような費用を含んでいるかということが重要になってくる。

これらの“含まれている費用”の表現方法としては、例えば、掘削機械の賃料やその運転に必要な燃料類等、歩掛の内容まで踏み込んだ形で詳細に示していく方法も考えられるが、複数の歩掛の組み合わせで構成されている“細別”に対してこのような表現方法を用いた場合、記述する項目が非常に多くなり、きわめて煩雑なものとなる。

一方、これらの“含まれる費用”を“包括的”に捉え、例えば、“掘削に要する費用”と“積込・運搬に要する費用”を含む、といった表現にとどめたとしても、積算者以外の者等にとっても十分有益な情報になり得ると考えられる。

さらに、用語定義集は、標準歩掛の内容を詳述した積算基準書とは位置づけが異なるものである。

これらのことから、“細別”の定義については、“包括的な”費用項目で記述する事とした。

従って、「用語の定義」において、「・」ではじまる個々の単語は“費用項目”を表わしている（前頁図参照）。

(3) 表現上の留意事項等

用語定義集の作成にあたっては、特に費用項目の表現方法を中心に、いくつかのルールを決めることとした。

以下にそれらを、表現上の留意事項として示す。

- ・ 工法等、施工の任意性を阻害するような表現は極力避けることとした。
- ・ “ 費 ” といった場合には、基本的には、作業に必要な、機・労・材（損料等を含む）を全て含む“包括的な”費用項目を意味することとしている。

例えば、前頁の図に示した“集水柵”における「・蓋設置費」には、蓋の材料費も含まれるものとしている。

なお、材料費等を含まない場合や、含むかどうか特に紛らわしいと思えた場合には、備考欄等においてその旨記述している。

- ・ “ ・コンクリート ” や “ ・床掘り ” 等、ゴシック・斜体で表わされている費用項目は、別途その名称の“細別”がある場合であり、当該細別名称で、費用項目を表現している。

例えば、前頁の図に示した「集水枘」の用語定義部分にでてくる「・均しコンクリート」といった費用項目は、「・コンクリート打設費」や「・型枠設置・撤去費」といった費用を含むことを意味している。なお、このことは、「均しコンクリート」の頁で定義・説明がなされている。

- ・ 設置作業に関する類似する言葉として、「設置」、「据付」、「布設」等があるが、これらについては、土木用語としては多少違和感があるものも含め、原則として「設置費」で統一した。

なお、違和感があまりにも大きいと思われたものについては、この限りではない。

- ・ 設備関係には、「組立・解体」、「据付・撤去」といった言い方があげられるが、両者の差は感覚的なものと考えられることから、多少の違和感はあるにせよ、原則として「据付・撤去費」で統一することとした。

また、設備関係の据付に伴い、損料、もしくは運転費を同時に計上する場合には、“設備損料”もしくは“設備運転費”の表現を用いている。

なお、ここで“運転費”は、損料＋燃料類＋運転労務費と考えている。

- ・ 賃料、損料、材料費に関し、賃料か損料かの区別は積算上の考え方によるところが大きいと考えられるため、原則として「賃料等」として表現することとし、他の費用も含むものとした。（例：「賃料等」＝「賃料もしくは損料、あるいは材料費を含む」を意味する。）
- ・ 仮設関連で、同一物を設置して撤去する場合には、原則として、“設置・撤去費”と表現することとした。
- ・ 復旧関連で、撤去して、改めて設置する場合には、原則として、“撤去費”、“設置費”と2項目に分けて表現することとした。
- ・ “撤去費”には、原則として撤去物の運搬費を含むこととした。
- ・ 使用する材料等が支給品であるかどうかは、特記仕様書に明記することとし、本用語定義集においては、特に表現上の区別はしていない。
- ・ 同一の細別名称であっても、特に分けて説明した方がよいと思われたものについては、適当な補足表現を“< >”書きで追加した上で、分けて説明している。（従って、体系ツリー図上は、“< >”の部分は現れてこない。）